

令和 8 年 3 月 19 日

被保険者各位

因幡電機産業健康保険組合

理事長 溝越 尚人

(公 印 省 略)

組合規程の変更について

令和 8 年 2 月 6 日に開催された第 13 回組合会において可決承認され、組合規程が変更されたので下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更内容

別紙の新旧条文対照表のとおり

2. 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

以上

新旧条文対照表

24. 健診費用等利用規程

新				旧			
(別紙1)				(別紙1)			
(1)	健診等の種類	対象者	補助額 (税込)	(1)	健診等の種類	対象者	補助額 (税込)
	人間ドック	被保険者	50,000 円 (健保+会社補助)		人間ドック	被保険者	49,000 円 (健保+会社補助)
		任意継続被保険者	40,000 円			任意継続被保険者	30,000 円
		被扶養者 任意継続被扶養者	50,000 円			被扶養者 任意継続被扶養者	30,000 円
(2)	生活習慣病予防健診	被扶養者 任意継続被保険者 任意継続被扶養者	5,000 円	(2)	生活習慣病予防健診	被扶養者 任意継続被保険者 任意継続被扶養者	5,000 円
(3)	婦人科健診 ①子宮頸がん検査 ②乳がん検査	被保険者 被扶養者 任意継続被保険者 任意継続被扶養者	①5,000 円 ②5,000 円	(3)	婦人科健診 ①子宮がん検査 ②乳がん検査	被保険者 被扶養者 任意継続被保険者 任意継続被扶養者	①5,000 円 ②5,000 円
(4)	脳ドック	被保険者 被扶養者 任意継続被保険者 任意継続被扶養者	10,000 円	4)	脳ドック	被保険者 被扶養者 任意継続被保険者 任意継続被扶養者	10,000 円
(5)	胃部検査 (X線または内視鏡)	被保険者	2,000 円	(5)	胃部検査 (X線または内視鏡)	被保険者	2,000 円

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

25. インフルエンザ予防接種費用補助金支給規程

新	旧
<p>1～3(略)</p> <p>(補助内容)</p> <p>第4条 補助金額は本年度一人当たり3,500円を上限とする。</p> <p>(1) 補助は指定期間内に1回を限度とする。ただし、2回接種を行った場合はそれを合算することができる。</p> <p>(2) 他の制度(市区町村助成等)により補助を受けることができる場合は、その補助制度を優先とする。</p> <p>(3) 支払った金額が補助金限度額に満たない場合は、実費分のみを支給する。</p> <p>(4) 健保補助限度額を超えた金額は被保険者の自己負担とする。</p> <p>5～7(略)</p> <p>附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和3年3月5日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>1～3(略)</p> <p>(補助内容)</p> <p>第4条 補助金額は本年度一人当たり1,500円を上限とする。</p> <p>(1) 補助は指定期間内に1回を限度とする。ただし、2回接種を行った場合はそれを合算することができる。</p> <p>(2) 他の制度(市区町村助成等)により補助を受けることができる場合は、その補助制度を優先とする。</p> <p>(3) 支払った金額が補助金限度額に満たない場合は、実費分のみを支給する。</p> <p>(4) 健保補助限度額を超えた金額は被保険者の自己負担とする。</p> <p>5～7(略)</p> <p>附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和3年3月5日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>